

退職手当に関する条例の一部改正概要

鳥取県町村総合事務組合
令和5年4月1日

1 定年引上げに伴う退職手当

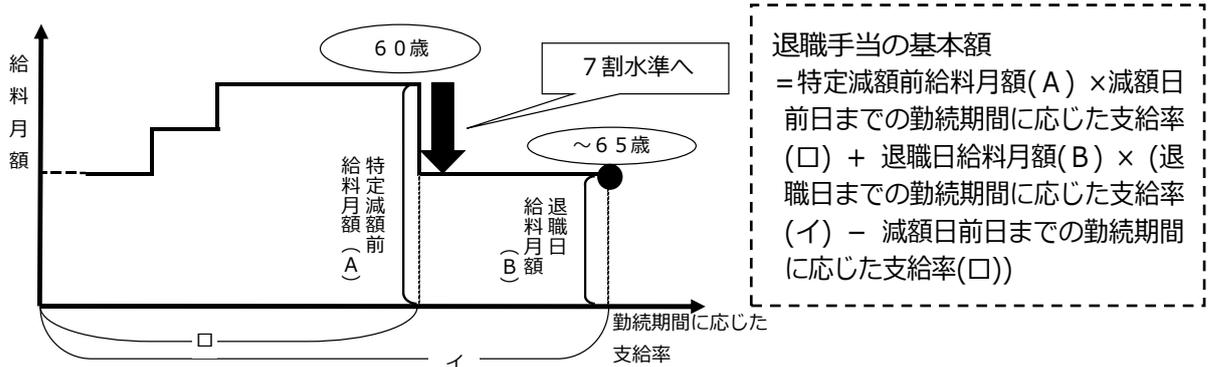
地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等を踏まえ、退職手当に関する特例を定める。

(1) 60歳に達した日以後の退職（原始附則第15、16項関係）

公務員の定年延長に対応した退職手当制度として、60歳に達した日以後、定年年齢に達する前に本人の非違によることなく退職した職員に係る退職手当を当分の間、定年退職とする規定を設ける。

(2) 特定減額：ピーク時特例（原始附則第18項関係）

60歳に達した日の属する年度の3月31日以後に退職した場合に、定年引上げ前に退職する場合と比べ退職手当が下がらないようにする。（下記を参照）



支給率(イ)及び(ロ)の勤続期間35年以上は、一定のまま変わらない。（現行どおり）

【例】65歳で定年退職を想定した退職手当の支給額（基本額+調整額）

特定減額前の給料月額(A)400,000円、退職日の給料月額(B)280,000円、調整額は行政職(一)6級43,350円で60月分とした場合

60歳時点で勤続期間30年

60歳までの基本額	16,321,500円	400,000円×40.80375
60～65歳までの基本額	1,933,470円	280,000円×(47.709 - 40.80375)
調整額	2,601,000円	43,350円×60月
合計	20,855,970円	

60歳時点で勤続期間35年

60歳までの基本額	19,083,600円	400,000円×47.709
60～65歳までの基本額	0円	280,000円×(47.709 - 47.709)
調整額	2,601,000円	43,350円×60月
合計	21,684,600円	

(3) 特例定年の取り扱い（原始附則第17項関係）

現行定年年齢が65歳以上の医師等を70歳に引き上げる場合、定年前65～70歳の間非違によることなく退職する者の退職事由は「自己都合」として取り扱う。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員（一部改正条例附則第2項関係）

これまでの再任用職員と同様、退職手当の支給対象外とする。

令和5年4月1日以降、60歳に達した者で新たに当該制度へ移行する職員については、これまでと同様に退職手当を支給する。

(5) 定年前早期退職者に対する特例（第4条第1項3号、第5条第1項第6号、第5条の3及び原始附則第19～23項関係）

① 当分の間、定年の引上げに伴い、応募認定等の特例加算については、加算される年数の基準が「定年年齢」から「旧定年年齢」になるため、定年引上げ前の割増率を維持する。

② 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることによる退職（任命権者が分限免職処分を行うことによる退職）及び公務上の傷病若しくは死亡による退職は、旧定年年齢に達する日前に退職した者は応募認定退職と同様の加算措置として、旧定年年齢に達した日以降に退職した者は一律2%加算とする。

③ 現行制度とは異なり、旧定年年齢との差が1年の者は、加算率2%を3%とし、旧定年年齢から6月前までに退職した者という要件をなくす。

応募認定等の特例加算率（一般職の場合）

年齢	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	
加算率	45%	42%	39%	36%	33%	30%	27%	24%	21%	18%	
年齢	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
加算率	15%	12%	9%	6%	3%	0%					

公務上死亡等による加算率（一般職の場合）

年齢	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	
加算率	45%	42%	39%	36%	33%	30%	27%	24%	21%	18%	
年齢	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
加算率	15%	12%	9%	6%	3%	2%					